

平成29年7月14日

各 位

住友不動産株式会社

公正取引委員会による勧告について

本日、当社は公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税特措法」といいます。）第3条第1号後段の規定に違反する行為が認められたとして、同法第6条第1項の規定に基づく勧告を受けました。

当社では、平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、工事発注先に対し新税率（8%）にて支払いをしておりますが、消費税率引き上げの移行期において、住宅リフォーム工事にかかる工事代の支払に関し、本来8%の税率のところ、5%で支払っていたものが463件ございました。原因は、一部発注担当者への指導不徹底による事務粗漏であります。

本件により、対象の取引事業者の皆様をはじめ、ご関係の皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、本件以降の支払いにつきましては、現在に至るまで、新税率にて支払っており、対象の取引事業者の皆様に対しましては、経緯等を丁寧にご説明し、消費税引き上げ分相当額のお支払をすでに完了いたしております。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、本事案を全役職員に周知し、関係する全取引事業者に事態をご説明するとともに、消費税特措法の遵守についての行動指針を策定のうえ、当社発注担当者に対する研修に着手するなど、再発防止に努めてまいります。

以 上

問合せ先： 広報部

TEL 03-3346-1042